

別紙

諮問第1241号

答 申

1 審査会の結論

「〇〇市保健所が依頼した件に係る調査関係資料」を一部開示とした決定は、妥当である。

2 審査請求の内容

本件審査請求の趣旨は、東京都情報公開条例（平成11年東京都条例第5号。以下「条例」という。）に基づき、審査請求人が行った「〇〇市保健所が平成〇年〇月〇日付文書『苦情商品等について（依頼）』により、東京都福祉保健局健康安全部食品監視課に依頼した件に係る調査関係資料」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対し、東京都知事が平成30年9月5日付けで行った一部開示決定について、その取消しを求めるというものである。

3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

本件開示請求に対し、個人に関する情報で特定の個人を識別することができる情報は条例7条2号により、関係事業者及び商品等に関する情報は同条3号により、関係事業者の印影は同条4号により、関係行政機関との連絡調整事項等に関する情報は同条6号により、それぞれ非開示とする一部開示決定を行った。

4 審査会の判断

(1) 審議の経過

本件審査請求については、平成31年1月16日に審査会へ諮問された。

審査会は、令和2年6月11日に実施機関から理由説明書を收受し、同年7月17日（第208回第二部会）から同年9月24日（第210回第二部会）まで、3回の審議を行った。

(2) 審査会の判断

審査会は、本件審査請求に係る公文書、審査請求人の審査請求書、反論書及び再反論書における主張並びに実施機関の弁明書及び理由説明書における主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

ア 苦情食品の通報に係る事務の流れについて

東京都は、保健衛生関係事務処理基準（特別区版）に基づき、他道府県等に寄せられた苦情で、関係業者等が東京23区内に存在する場合、その苦情を区に通報する経由事務を実施している。通報を受けた区は、調査、措置等を行い、その結果を都に回報する。区から報告を受けた後、都はその結果を依頼のあった他道府県等に回報する。

本件開示請求に係る事案においては、他県内に所在する市が食品についての苦情を受け、当該食品の製造事業者（本件では商品の製造自体は国外で行われており、当該事業者は輸入・販売業者に当たる。）が23区内にあったことから、本件市が実施機関に通報し、それを受けた実施機関が当該事業者の所在する本件区に調査を依頼したものである。

イ 開示請求の内容に係る補正の経緯について

本件において開示請求の内容に関し補正がなされた経緯について、審査会が実施機関に確認したところ、補正前の請求の内容に特定の事業者名が記載されており、補正を行わない場合に存否応答拒否がなされる可能性があったことから、事業者名を削除し、これに代わって文書の特定に必要な情報として調査の依頼元を請求の内容に加えるよう調整を依頼した、とのことである。

ウ 本件対象公文書、本件非開示情報及び非開示情報該当性について

実施機関は、本件開示請求に対し、別表1に掲げる公文書（以下「本件対象公文書」という。）を特定した上で、別表2に掲げる項番1から4までの非開示情報（以下それぞれ「本件非開示情報1」、「本件非開示情報2」、「本件非開示情報3」及び「本件非開示情報4」という。）を非開示とする一部開示決定を行った。

本件対象公文書は、上記アで示した経由事務を行うに当たり、依頼元である本件市から收受した文書、通報先の本件区から提出を受けた文書及び事務処理の過程で

実施機関が作成した文書から構成されている。

(ア) 本件対象公文書 1 について

本件対象公文書 1 は、実施機関が作成した文書であり、本件市から通報を受けてから回答を行うまで、一連の事務の処理経過が記載されている。

(イ) 本件対象公文書 2 について

本件対象公文書 2 は、本件市が都への通報を行うに当たって実施機関に送付した文書であり、本件対象公文書 2-1 から 2-7 までによって構成される。

このうち 2-1 はファクシミリの送信票であり、2-2 は本件市から実施機関に宛てた依頼文、2-3 は本件食品に係る通報を受けて本件市が作成した苦情処理票である。また、本件食品に係る調査に当たって、本件市は本件食品を販売した店舗を先行して調査しており、販売店の所在地域を所管する県に対して本件市から依頼がなされ、県が調査を行い、本件市に回答を行うという流れを辿っている。2-4 は本件市から県に宛てた依頼文、2-5 は県から本件市への回答である。また、2-6 は県の調査担当部署が依頼の受付部署に送付した文書であり、2-5 の別添として本件市に送付された。このうち 2-5 には非開示箇所はない。2-7 は製造事業者が本件の苦情の届出者に送付した文書であって、届出者から本件市が収受している。

(ウ) 本件対象公文書 3 から 5 までについて

本件対象公文書 3 及び 4 は、本件区が連絡調整のために実施機関に送付した文書である。本件対象公文書 5 は、本件区が実施機関に送付した回答であり、本件対象公文書 5-1 から 5-6 までによって構成される。

5-1 は本件区が作成した回答であり、5-2 はその別紙である。5-3 は本件区が製造事業者から収受した答申書で、これも 5-1 の別紙として実施機関に送付された。

5-4 は検査機関が製造事業者に提出した検査報告書であり、5-5 及び 5-6 は製造事業者が販売店に提出した調査報告書及び最終調査報告書である。

(エ) 本件非開示情報 1 の非開示情報該当性について

本件非開示情報 1 には、届出者及び関係者の氏名、職業、発言内容及び行動内

容が記載されており、いずれも個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであることから、条例7条2号本文に該当し、その内容及び性質から、同号ただし書のいずれにも該当しないと認められる。よって、非開示が妥当である。

(オ) 本件非開示情報2の非開示情報該当性について

本件非開示情報2には、関係事業者の社名、所在地、連絡先及び商品名、商品の取扱量・製造方法等、商品の特定に係る情報並びに検査機関名が記載されている。

これについて審査請求人は、会社名・所在地・商品名について、商品の包装等を見ればわかるものであり、当然公開されているものである旨主張する。

審査会が事務局に確認させたところ、本件食品並びにその販売事業者及び製造事業者に対する調査が実施されたことは一般に公表されておらず、本件の苦情発生の原因がいずれかの事業者にあると認定されたものでもない、とのことである。このことからすると、本件食品に対する通報があったことや、事業者への調査が実施されたことが明らかとなると、例えば風評被害に伴う不利益が生じるなど、商品又は関係事業者の評判を不当に損ねることとなる。

また、企業活動の自由の側面から検討すると、商品の製造工程や商品製造に係る事業者のノウハウや当該製造事業者が依頼した検査機関名は事業者の内部管理情報であるといえる。

以上のことから、本件非開示情報2を公にすると、事業者の事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれるものと認められ、条例7条3号本文に該当し、その内容及び性質から、同号ただし書のいずれにも該当しないことから、非開示が妥当である。

(カ) 本件非開示情報3の非開示情報該当性について

本件非開示情報3には、関係事業者の印影が含まれており、公にすることにより、偽造等の犯罪を誘発し、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報であることから、条例7条4号に該当し、非開示が妥当である。

(キ) 本件非開示情報 4 の非開示情報該当性について

- a 本件非開示情報 4 のうち、本件対象公文書 1 に記載された行政間の協議に係る情報は、本件事案に係る連絡調整によって得たものであり、本件対象公文書 3 及び 4 は当該連絡調整の一環として実施機関が収受したものである。

実施機関がこれらの情報を公にすることとなれば、都を經由して連絡を行う各自治体においては、実施機関を經由して伝達した内容が公にされ得ることを前提として連絡を行うこととなり、これに伴い、関係機関の意図と異なる理解がなされることを懸念して関係行政機関との間における適時の情報交換を躊躇し、円滑な連絡調整が滞ることとなるなど、各自治体の保健衛生事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

よって、条例 7 条 6 号に該当し、非開示が妥当である。

- b また、本件非開示情報 4 のうち、本件対象公文書 5-1 には本件区の食品衛生に係る担当の電話番号が記載されている。当該番号は一般に公開されていないことから、これを公にすると、本来業務と関わりのない電話への対応を強いられるなど、本件区の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められることから、条例 7 条 6 号に該当し、非開示が妥当である。

なお、審査請求人は、審査請求書等においてその他種々の主張を行っているが、これらはいずれも審査会の判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

吉戒 修一、友岡 史仁、野口 貴公美、藤原 道子

別表 1

公文書名	本件対象公文書
第 236 号 連絡票	1
平成 27 年 10 月 19 日收受 ○○市苦情食品等について (依頼)	2
FAX 送信票	2-1
平成 27 年 10 月 19 日付○○第○号の○	2-2
食品等の苦情処理票	2-3
平成 27 年 9 月 4 日付○○第○号	2-4
平成 27 年 9 月 25 日付○○第○号	2-5
平成 27 年 9 月 16 日付○○第○号	2-6
事業者からの手紙	2-7
平成 27 年 10 月 29 日付文書	3
平成 27 年 11 月 17 日付文書	4
平成 27 年 12 月 1 日付回答書	5
平成 27 年 12 月 1 日付 27○○第○号	5-1
平成 27 年 12 月 1 日付事務連絡 (5-1 別紙)	5-2
平成 27 年 11 月 17 日付答申書 (5-1 別紙)	5-3
平成 27 年 7 月 17 日付検査報告書 (5-1 別紙)	5-4
平成 27 年 9 月 10 日付調査報告書 (5-1 別紙)	5-5
平成 27 年 9 月 16 日付最終調査報告書 (5-1 別紙)	5-6

別表 2

項番	本件対象公文書	非開示情報	適用条項
1	2-3 2-7 5-3 5-4 5-5	届出者及び関係者の氏名、職業、発言内容及び行動内容	7条2号
2	1 2-1 2-2 2-3 2-4 2-6 2-7 3 4 5-2 5-3 5-4 5-5 5-6	関係事業者の社名、所在地、連絡先及び商品名、商品の取扱量・製造方法等、商品の特定に係る情報並びに検査機関名	7条3号
3	5-3 5-4 5-5 5-6	関係事業者の印影	7条4号
4	1 3 4 5-1	行政機関専用の電話番号並びに行政間の協議に係る情報及び文書	7条6号